

政治活動について

1 平常時の政治活動

選挙が行われていない平常時の政治活動は、選挙運動にわたらない限り、原則として自由に行えます。政治家個人（現職や立候補予定者。以下「候補者等」）や政党・政治団体による政策の普及宣伝、党勢拡張などの活動や個人が行う講演会、議会活動報告会などの政治活動も行えます。

しかし、選挙が行われていないときであっても、候補者等の氏名や後援会の名称を書いた立札・看板やポスターが掲示されるなど、政治活動なのか選挙を目的とした選挙運動なのか、まぎらわしく判断しにくい状況から、公職選挙法においては、候補者等や後援団体の政治活動について、文書図画の掲示に関する制限を設けています。

候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画や後援団体の名称を表示する文書図画について、下記のもの以外は掲示することができません。

（1）立札及び看板の類

ア 掲示場所

候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所等に掲示することができます。

イ 規格

縦150cm×横40cm以内。（足の部分を含みます）

※材質の規定はないが、立体感を持つものは使用できません。

ウ 掲示枚数

選挙の種類により一定の枚数以内で、1事務所2枚に限り掲示することができます。また、それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り、掲示できます。

エ 証票の交付枚数（区議会議員選挙及び区長選挙候補者等）

候補者等 6枚

後援団体 6枚

（注）立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所に取り付けて掲示することはできません。

また、当該選挙の期日の公（告）示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに取付けて掲示することや、移動することはできません。

なお、記載内容については、選挙運動にわたらないものに限り規制はありません。

（2）ポスターの掲示

ア 候補者等の個人の政治活動用ポスターを掲示する場合は、ベニヤ板・プラスチック板その他これらに類するものに、裏打ちした状態でないものは掲示することができます。

ただし、ベニヤ板等で裏打ちされていないポスターであっても、「〇〇後援会連絡所」のように候補者等又は後援団体の名称を表示したポ

スターで、その事務所や連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのものは掲示することができません。

イ 裏打ちをしていないポスターを掲示する場合には、必ずその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければなりません。

ウ これらのポスターは、選挙ごとに一定期間（任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日の6か月前の日から当該選挙の期日までの間）、当該選挙区内に掲示することが禁止されます。

エ 政党の政治活動用ポスターについては、選挙前の掲示制限は特にありませんが、政党の政治活動用ポスターであっても、特定の個人を目立たせる態様である場合などには、候補者等の個人の政治活動用ポスターとしてみなされます。

(3) 政治活動のために行う政談演説会、研修会及びこれに類する集会の開催中使用するもの

政治活動のためにする演説会、講演会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスターの類は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。（街頭演説は除く）

(4) 年賀状等あいさつ状の禁止

候補者等が、当該選挙区内にある者に対する年賀、暑中見舞などのあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む）を出すことは、平常時・選挙時を問わず禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものについては禁止されません。

(5) 候補者等のあいさつを目的とする有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、主としてあいさつ（年賀、寒中・暑中見舞及び慶弔、激励、感謝などの挨拶に限る）を目的とする有料広告を、新聞紙、ビラ、パンフレットに掲載、テレビやラジオを通じて放送することは、平常時・選挙時を問わず禁止されています。

2 選挙時における政治活動

政党その他の政治活動を行う団体（後援団体を含む）については、選挙期日の公（告）示日から選挙期日（投票日）までの間、当該選挙が行われる区域内で「特定の政治活動」が規制されます。

(1) すべての選挙時に規制されない政治活動（政党等の機関紙誌は除く）

新聞、雑誌、パンフレット、テレビ、ラジオ等による政治活動

(2) 選挙時に規制される政治活動

ア 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市議会議員、区市長選挙で規制されるもの

(ア) 政談演説会の開催

(イ) 街頭政談演説の開催

(ウ) 政治活動用自動車（船舶）の利用

(エ) 拡声機の使用

- (オ) ポスターの掲示
 - (カ) 立札・看板の類の掲示
 - (キ) ビラの頒布
 - (ク) 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示
 - (ケ) 連呼行為（日頃の政治活動でもできない）
 - (コ) 公共の建物における文書図画の頒布
 - (サ) 候補者等の氏名又は氏名類推事項の記載
- ※（ア）から（コ）は、例外的に一定の要件をそなえる団体（確認団体）に限り、本来規制される「特定の政治活動」を一定の範囲内で行うことができます。

確認団体制度のある選挙は、参議院議員、都道府県知事、区市長、都道府県議会議員、指定都市議会議員の選挙で、それ以外の選挙（指定都市以外の区市町村議会議員、町村長の選挙）についてはありません。ただし、（サ）については確認団体であっても行うことはできません。

なお、衆議院議員選挙には、確認団体の制度はなく、選挙運動として一定の活動が行えます。

- イ 区市町村議会議員選挙、町村長選挙で規制されるもの
- (ア) 連呼行為
 - (イ) 公共の建物における文書図画の頒布
 - (ウ) 候補者等の氏名又は氏名類推事項の記載